

第 5 回庁内検討委員会の主な意見

第 5 回朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し庁内検討委員会（平成 29 年 8 月 1 日開催）において、次の議事について審議等を行い、意見をいただいた。

1 報告

- (1) 第 4 回検討委員会での検討内容
- (2) 冬季及び春季生物調査結果の概要
- (3) 意見交換会での意見

2 議題

- (1) 公園整備基本計画の検討

1 報告

(2) 冬季及び春季生物調査結果の概要

		主な意見	市の考え
1	冬季及び春季生物調査結果の概要	・生物調査の結果を公園整備基本計画にどのように反映するのか。	→平成 22 年度に実施した調査結果から変化した点を分析し、新たに整備基本計画に加える生物多様性の確保に関する方針に反映していきたいと考えています。

2 議題

(1) 公園整備基本計画の検討

		主な意見	対応
2	ゾーニングについて	・現在の朝霞の森における活動内容と、「森と出会う遊びと学びのゾーン」における活動が一部、似ているため、考え方の整理が必要である。	→各ゾーンにおける活動イメージは、ゾーンごとに特定の内容に特化するのではなく、重複する内容があることを前提に、空間特性に応じて特に比重が大きい、中心となる活動イメージを記載しています。この考え方が伝わるよう、資料を修正します。 なお、朝霞の森の活動は、現在の活動を継承し、範囲を東側（リトルペンタゴン跡）に広げていくことを考えています。「森と出会う遊びと学びのゾーン」の活動は、より自然性の高い空間に即した活動を中心に展開していくことを想定しています。
3	防災機能の考え方	・防災機能の考え方は、地域防災計画を踏まえた上で整理されているか。	→現行計画及び検討委員会委員からいただいた意見をもとに整理しました。見直し検討委員会までに地域防災計画との整合、所管課との調整を行い、その結果を資料に反映します。

		主な意見	対応
4	整備水準について	・休日や周辺施設で行事が行われる日は、周辺施設を含め、駐車場が不足しており、駐車場台数を再検討する必要がある。	→前回の見直し検討委員会でも意見が出されているため、公園区域の変更に伴う面積の増加、休日、行事日の現状を踏まえ、適切な駐車場台数について検証し、資料に反映します。
5		・夜間の防犯対策は重要な問題であり、計画に示すべきである。	→シンボルロード整備基本計画に示した防犯の考え方を公園整備基本計画に反映します。また、公園については、夜間閉鎖も選択肢として検討します。
6	施設整備について	・施設の整備の検討は所有権や財産の扱いによって変わってくるのか。	→収益施設については、土地の所有権を市が持つかどうかにより設置の可否が変わるため、計画内容に応じて市が用地を購入する区域を検討する必要があります。
7	管理運営について	・朝霞の森の活動がうまくいった要因をどのように考えているか。	→朝霞の森では、開放前の段階から、市民の意見を聴いて、ルール等を定め、開放後も市民中心で管理運営を行ってきたことが成功の要因と考えています。
8		・現在の活動が順調でも、後継者が育たない可能性がある。いろいろな管理運営のケースを考えておくことが必要ではないか。	→市民が管理運営に関わることで、市民にとって使いやすい公園になった朝霞の森、三原公園の実績を踏まえ、市民協働が持続可能なものとなるよう市として努力していきたいと考えています。
9		・市が直営で管理する場合と、市民参加で管理を行う場合の費用は、比較検討されているのか。	→管理費については、設計の段階で試算します。
10		・基地跡地公園は、管理人を置かなくてすむよう整備していただきたい。	→公園の規模から、管理人がいない状況は想定しにくいいため、支出を抑えつつ、必要な人材を配置する方策を今後検討します。
11		・公園の基本設計、実施設計のスケジュールを明確に示せないのであれば、管理運営に関するスケジュールも具体的に示すべきでないと思われる。	→先行して整備するシンボルロードの管理を市民協働で進めるため、2020年度までに取り組むべき内容については、検討し、計画に記載します
12		・事例として挙げられている南池袋公園の方式を公園・シンボルロードで展開したいということか。	→南池袋公園の方式は選択肢の一つと考えています。他の選択肢と考えられる事例も資料に追加します。
13		・公園がすべてオープンになった場合、花火の打ち上げに支障はないか。	→消防署にヒアリングを行い、カラーコーン、規制ロープ等により保安距離の範囲への立ち入りを制限すれば問題ないとの見解をいただいています。
14	用地取得について	・公園用地の無償貸付の範囲は、購入費の3分の2相当を意味するのか、それとも区域面積の3分の2を意味するのか。	→面積の3分の2が無償貸付の範囲となります。
15	その他	・事例写真については、市ホームページで資料を公表する際に著作権等で問題のないものを使用するよう留意すること。	→ご意見を踏まえ、使用する写真を精査します。